

マイナンバーカードを利用した図書の貸出サービスの利用方法

※サービスの利用には、利用者登録が必要です。

1 利用者登録のための準備

- (1) 貸出登録（既に図書館カードをお持ちの方は、この手続きは不要です。）
 - ・市内に在住、在勤、在学の方が対象です。
 - ・図書館カウンターで、マイナンバーカードなど住所、氏名、生年月日が確認できる身分証明書を提示してください。

- (2) マイナンバーカードの取得とマイキーIDの登録

- ① マイナンバーカードの取得(既にお持ちの方は②マイキーIDの登録へ)
詳しくは、津市ホームページ内にある「暮らし→各種証明書・手続き→[マイナンバー](#)」のページをご覧ください。
- ② マイキーIDの登録

【登録方法】（既に登録がお済の方は、この手続きは不要です。）

「公的個人認証サービス対応のスマートフォン」または「パソコン・ICカードリーダーライター」を使ってご自身でインターネット上から登録していただきます。

詳しくは、[Web サイト](#)「地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスポータルサイト」をご覧ください。

2 利用者登録（初回貸出時のみ必要です。）

- (1) マイキーID登録済みのマイナンバーカードを図書館カウンターにお持ちください。
- (2) マイナンバーカードを専用端末のICカードリーダーライターに差し込んでください。
- (3) 専用端末へ「利用者証明用電子証明書パスワード」を入力してください。
※マイナンバーカード作成時に登録した「利用者証明用電子証明書パスワード」と「券面事項入力補助パスワード」が異なっている場合、「利用者証明用電子証明書」と「券面事項入力補助パスワード」の両方の入力が必要です。
- (4) 図書館職員がマイキーIDと図書館カードの番号を連携させて、登録が完了します。

3 貸出サービスの利用方法

- (1) 利用者登録済みのマイナンバーカードと借りたい本を、図書館カウンターにお持ちください。
- (2) マイナンバーカードを専用端末のICカードリーダーライタに、差し込んでください。
- (3) 図書館職員が貸出処理を行います。

4 よくある質問

- ① Q. マイナンバーカードでの利用手続きをすると、従来の図書館カードは使うことができなくなりますか。
A. 従来の図書館カードも引き続きお使いいただけます。
- ② Q. 利用者登録とはどのような手続きですか。
A. マイキーID登録済みのマイナンバーカードと図書館カードを図書館へお持ちいただき、図書館職員がマイナンバーカードのマイキーIDと図書館カードの番号を連携させます。
- ③ Q. 図書館カードを交付されていない人でも、マイナンバーカードを利用し図書の貸出サービスを利用できますか。
A. 図書館カードを交付されていない方は、図書館で上記1(1)貸出登録の手続きを行った後、貸出サービスを利用できるようになります。
- ④ Q. マイナンバーカードと図書館カードの両方を交付されている場合、必ず利用者登録手続きをしなければなりませんか。
A. マイナンバーカードを利用した図書の貸出サービスを希望される方のみ手続きを行っていただきます。
- ⑤ Q. 総務省から送付されたマイナンバーカードの通知カード(紙のカード)でも利用者登録ができますか。
A. 通知カードでは登録できません。
- ⑥ Q. 代理でマイナンバーカードを利用した図書の貸出サービスの利用者登録や貸出はできますか。
A. できません。
- ⑦ Q. 貸出情報はマイナンバーカードに記録されますか。
A. 記録されません。マイナンバーカードのマイキー部分(ICチップ内の民間活用可能な公的個人認証と空き領域の部分)にある利用者証明用電子証明書(利用者が本人であることを証明するもの)を利用するマイキーIDと図書館カードの番号を連携させるのみです。

- ⑧ Q. マイキープラットフォームとは何ですか。
- A. マイナンバーカードにある ICチップの空きスペースを活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をマイキープラットフォームといいます。
- ・マイナンバー法で規定された、税・社会保障・災害にしか使えないマイナンバーの部分とは無関係です。
 - ・マイキーIDは、希望する者が自ら登録できるものです。
 - ・マイナンバーカードやマイキープラットフォームには、マイキーIDが搭載されますが、図書の貸出し履歴や物品の購入履歴等の情報は保有できません。
 - ・マイキーの行政窓口や店頭（民間の場合）での活用においては、ICカードリーダーライターを利用し、行政窓口職員や店員（民間の場合）等にはカードを手渡すことはありません。
- ⑨ Q. マイキーIDとは何ですか。
- A. マイキーIDとは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップ内の民間活用可能な公的個人認証と空き領域の部分）にある利用者証明用電子証明書（利用者が本人であることを証明するもの）を使って、利用者自身が任意に登録できるIDです（マイナンバー（個人番号）とは異なります）。
- ⑩ Q. マイキーIDはどのように登録すれば良いですか（マイキーIDの登録方法）。
- A. [Web サイト](#)「地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスポータルサイト」で マイキーIDを作成していただきます。